

会社法と自己株式の処分

Q & A

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ7

【要約】

今年6月29日に「会社法」が成立し、7月26日公布された。

この会社法は、現在、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっているのをまとめてとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

法案提出の段階では、自己株式の処分の方法として市場売却が行えるようになるとの話もあったが、衆議院における修正でその規定は削除された。

結局、成立した会社法において、自己株式の処分はどのようになったのか。

ここでは、会社法における自己株式の処分を探る。

< 質問一覧 >

- Q1 会社法の法案の提出段階では、自己株式（金庫株）の市場売却に関する条文が新設されることになっていたと思いますが、どうなりましたか？
- Q2 現行商法で認められている「自己株式（金庫株）の処分方法等」は、会社法でも維持されているのでしょうか？
- Q3 現行商法の下、新株発行に準じた規制を受けて行われる「自己株式（金庫株）の処分方法」、つまり「売却処分」の方法による自己株式の処分は、会社法ではどうなりましたか？
- Q4 吸収合併の際に、存続会社の新株の代わりに自己株式を消滅会社の株主に交付すること等を可能にする、合併などの際の代用自己株式の制度に関する規定が、現行商法にはありません。しかし、会社法では見当たりません。会社法では、合併などの際の代用自己株式の制度はなくなったのですか？
- Q5 新株予約権の行使時に、保有する自己株式（金庫株）を移転することは、会社法でも可能でしょうか？
- Q6 現行商法の下、定款で端株・単元未満株式の買増制度を採用した会社では、その制度に対応するため、保有する自己株式（金庫株）を移転することがあります。会社法でも同様のことを行うことは可能でしょうか？
- Q7 会社法においても、取締役会の決議で保有する自己株式（金庫株）を消却することは可能ですか？
- Q8 会社法で、保有する自己株式（金庫株）の利用法が増えてはいないのでしょうか？

Q 1

会社法の法案の提出段階では、自己株式（金庫株）の市場売却に関する条文が新設されることになっていたと思いますが、どうなりましたか？

A 1

法案の提出段階には存在した、自己株式（金庫株）の市場売却に関する条文は、衆議院における審議において削除されました^(注1)。

提出時の法案には、「定款に規定すれば、買取請求権に応じて自己株式取得した場合には、その数を上限として、自己株式（金庫株）を市場売却することも可能」とする条文がありました。

しかしながら、その条文は、「自己株式の市場売却の許容は会社法案における規律の内容を前提としてもインサイダー取引や相場操縦を助長する恐れがあること等」^(注2)が理由として、削除されました。

（注1）次のレポート参照。

「会社法案の概略 ～審議、修正等の経過」（堀内勇世、2005.5.27 作成）

「会社法案の概略 ～株式、新株予約権、社債」（堀内勇世、2005.5.30 作成）

（注2）相澤哲（法務省大臣官房参事官）編著「一問一答 新・会社法」（2005年、株式会社商事法務）の7ページより引用。

Q 2

現行商法で認められている「自己株式（金庫株）の処分方法等」は、会社法でも維持されているのでしょうか？

A 2

現行商法上の「自己株式（金庫株）の処分方法等」は以下のとおりです。

売却処分	ただし、商法上、新株発行手続に準じた規制を受けます（公告が必要、有利発行規制に準じた規制を受ける等）（現行商法 211 条）。
合併などの際の 代用自己株式	合併、株式交換、会社分割において新株の代わりに与えることができます（現行商法 409 条の 2、356 条、374 条の 19）。
新株予約権の行使時の移転	新株予約権が行使された際に、保有する自己株式（金庫株）を移転することができます。

端株・単元未満株式買増制度への対応	定款で端株・単元未満株式の買増制度を採用した会社では、その制度に対応するため、保有する自己株式（金庫株）を移転することがあります（現行商法 220 条の 7、221 条の 2）。
現行商法 212 条による消却	現行商法 212 条によれば取締役会の決議で消却可能です。

基本的には、会社法でも、前記の ~ の**現行の「自己株式（金庫株）の処分方法等」**は維持されていると考えられます^{(注3)(注4)}。詳しくは、Q3 ~ Q7 で説明します。

(注3) 筆者が知る限りにおいては、「自己株式（金庫株）の処分方法等」について記載している資料がほとんどない（ただし（注4）を参照）。それゆえ、当局へのヒアリング等による部分もあるが、文中意見等にわたる部分は、筆者の私見ですので、ご注意ください。

(注4) 鳥飼重和（弁護士）他著「非公開会社のための新会社法」（商事法務、2005）の 140 ページ等参照。

Q3

現行商法の下、新株発行に準じた規制を受けて行われる「自己株式（金庫株）の処分方法」、つまり「売却処分」の方法による自己株式の処分は、会社法ではどうなりましたか？

A3

基本的には、会社法でも、「売却処分」の方法による自己株式の処分は、維持されています。

ただし、次のような実質的な改正がされています。現行商法の下では、「売却処分」の方法による自己株式の処分について、金銭以外の財産を対価とする処分方法に関して規定（現物出資的な規定）がありませんでしたので、可能か否かについて説が分かれており、実施するには難しい面がありました。しかしながら、会社法では、**金銭以外の財産を対価とする処分方法に関して規定が整備された**ので、一定の規制はありますが、会社法上は可能であることが明らかになりました（会社法 207 条）^(注5)。

なお形式的な改正ともいえますが、関連する条文などを探す際には、次の点にご注意ください^(注6)。

- (1) 会社法では、「新株発行」と「『売却処分』の方法による自己株式の処分」を同一の規定で規定している（会社法 199 条以下）。
- (2) 会社法では、「新株発行」と「『売却処分』の方法による自己株式の処分」で交付される株式のことを「募集株式」と呼んでいる（会社法 199 条 1 項）。

(注5) また、会社法では、株主割当て的な方法による自己株式の処分についても規定が整備されています。（鳥飼重和（弁護士）他著「非公開会社のための新会社法」（商事

法務、2005) の 141 ページ等参照。)

(注6) 次のレポート参照。

「新生『会社法』の気になる用語Q & A (2) ~ 『無償割当』、 『募集株式』、 『株券発行会社』 ~ 」(横山淳、2005.7.29 作成)

Q 4

吸収合併の際に、存続会社の新株の代わりに自己株式を消滅会社の株主に交付すること等を可能にする、合併などの際の代用自己株式の制度に関する規定が、現行商法にはあります。しかし、会社法では見当たりません。会社法では、合併などの際の代用自己株式の制度はなくなったのですか？

A 4

ここでは、消滅会社の株主に、存続会社の株式(新株又は自己株式)が交付される吸収合併を前提にお話します。

現行商法では、存続会社が保有する自己株式を交付する場合のために、わざわざ、現行商法 409 条の 2 という条文を設けています。しかしながら、会社法でこれに相当する条文を探すと、見当たりません。

そこで、存続会社の新株の代わりに消滅会社の株主に自己株式を交付することを可能にする、「合併などの際の代用自己株式」の制度は、会社法ではなくなったのではないかとの疑問が浮かぶかもしれません。しかし、ヒアリング等によれば、会社法でも、**実質的に、「合併などの際の代用自己株式」の制度は維持**されているようです。

条文の読み方としては、次のようになると思われます。会社法 749 条 1 項 2 号イにおいて、交付するものを単に「株式」と表記し、新株であるか、自己株式であるかを特に規定していません。また、自己株式を排除する旨が記載された条文も見当たりませんし、解釈上も排除すべきとする理由も見当たりません。それゆえに、会社法でも、**実質的に、「合併などの際の代用自己株式」の制度は維持**されていると考えられるようです。

以上、吸収合併の例を前提にしましたが、株式交換、吸収分割(会社分割)の場合も同様に考えられと思われます。

(注7) 株式交換、吸収分割(会社分割)に関する会社法の条文は次のとおりです。

株式交換	会社法 768 条 1 項 2 号イ
吸収分割(会社分割)	会社法 758 条 1 項 4 号イ

Q 5

新株予約権の行使時に、保有する自己株式（金庫株）を移転することは、会社法でも可能でしょうか？

A 5

ヒアリング等によれば、**新株予約権の行使時に、保有する自己株式（金庫株）を移転することは、会社法でも可能**であるようです。

会社法 2 条 21 号において、交付するものを単に「株式」と表記し、新株であるか、自己株式であるかを特に規定していません。また、自己株式を排除する旨が記載された条文も見当たりませんし、解釈上も排除すべきとする理由も見当たりません。それゆえに、会社法でも、新株予約権の行使時に、保有する自己株式（金庫株）を移転することは、可能であると考えられるようです。

Q 6

現行商法の下、定款で端株・単元未満株式の買増制度を採用した会社では、その制度に対応するため、保有する自己株式（金庫株）を移転することがあります。会社法でも同様のことを行うことは可能でしょうか？

A 6

現行商法 220 条の 7 や 221 条の 2 の下、定款で端株・**単元未満株式の買増制度**を採用した会社では、その制度に対応するため、保有する自己株式（金庫株）を移転することがあります。これと同様のことは**会社法でも行うことができます**（会社法 194 条 3 項）。

ただし、次の点には注意が必要です。

- 1) 会社法では端株制度が廃止されていますので、端株の買増制度自体がありません^(注 8)。つまり、会社法では、単元未満株式の買増制度のみ存在します。
- 2) 単元未満株式の買増制度の下で交付できるのは、会社法においても、自己株式だけです。

(注 8) 端株については、経過措置が定められていることにも注意が必要です（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 86 条参照）。

Q 7

会社法においても、取締役会の決議で保有する自己株式（金庫株）を消却することは可能ですか？

A 7

取締役会を設置する会社^(注10)の場合、会社法でも、**取締役会の決議で保有する自己株式（金庫株）を消却することが可能です。**

会社法でも、取締役会の決議で保有する自己株式（金庫株）を消却することが可能であることを規定する条文が会社法にもあります。会社法 178 条です。

（注 10）会社法では、一定の要件はありますが、取締役会がない株式会社も認められています（会社法 327 条等参照）。

Q 8

会社法で、保有する自己株式（金庫株）の利用法が増えてはいないのでしょうか？

A 8

会社法では、保有する自己株式（金庫株）の利用法が増えています。

例えば、会社法で新しく整備された「**株式無償割当て**（会社法 185 条）」^(注11)において、**自己株式を利用することができます**^{(注12) (注13)}。

「株式無償割当て」とは、例えば、優先株式を保有している株主に新たな払い込みをさせないで、普通株式を割り当てることなどを可能にするために整備された制度といえます。保有する自己株式（金庫株）の利用法についてこの例で言えば、割り当てる普通株式は、保有する自己株式（金庫株）でもかまわないとされています。

これ以外にも、取得条項付株式や取得請求権付株式（会社法 2 条、108 条参照）^(注14)についても、保有する自己株式（金庫株）を利用できる場合があるのではないかと考えられます。

なお、取得条項付株式とは、一定の事由が生じた場合には、会社がその株式を強制的に取得できることがその株式の内容として定められた株式のことです。また、取得請求権付株式とは、会社に対して株主がその有する株式の取得を請求することができることがその株式の内容として定められた株式のことです。取得の対価としては、金銭以外にも、その会社の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債なども可能とされています。

(注 11) 次のレポート参照。

「新生『会社法』の気になる用語Q & A (2) ~ 『無償割当』、 『募集株式』、 『株券発行会社』 ~」 (横山淳、2005.7.29 作成)

(注 12) 相澤哲 (法務省大臣官房参事官) 編著「一問一答 新・会社法」 (2005 年、株式会社商事法務) の 79 ~ 80 ページ参照。

(注 13) 会社法上、「株式の分割」 (会社法 183 条) の制度が維持されています。この「株式の分割」では、保有する自己株式 (金庫株) を割り当てることはできません。「(注 12)」参照。

(注 14) 次のレポート参照。

「新生『会社法』の気になる用語Q & A (3) ~ 『取得条項付株式』、 『取得請求権付株式』 ~」 (横山淳、2005.7.29 作成)

「会社法案の概略 ~ 株式、新株予約権、社債」 (堀内勇世、2005.5.30 作成)